

令和3年度

路上不法投棄物等回収運搬業務仕様書

札幌市

1 業務名

路上不法投棄物等回収運搬業務

2 業務施行場所

市内及び各区土木センターが指定する場所

3 履行期間

令和3年4月12日（月）から令和4年3月31日（木）

4 業務内容

(1) 回収業務（バン・トラック）

道路上の不法投棄物等及び違法放置物件等の回収及び指定一時保管場所への運搬

ア 不法投棄物等及び違法放置物件等の回収

(ア) 各区土木センターの様式1路上不法投棄物等回収指示・報告書(以下「区指示書」という。)の指示により、路上から回収する。

(イ) 路上から回収するもの

- a 家電4品目（テレビ・冷蔵庫〈冷凍庫含む〉・洗濯機〈衣類乾燥機含む〉・エアコン）
- b タイヤ・バッテリー
- c 家電4品目以外の家電製品
- d 家具類（タンス・ベッド・その他）
- e 可燃性のもの（紙類・布類・プラスチック類・木質類）
- f 不燃性のもの（金属類・せともの・ガラス類・コンクリート・その他）
- g 自転車（使用不能）

(ウ) 回収方法

区指示書の指示により必要な人員・車両で作業を行う。

区指示書受付後3日以内（閉庁日を除く）に回収すること。ただし、区から至急又は本日中に回収指示されることもあるので対応すること。

上記の路上から回収するもののうち、a・b・d・gについてはトラックを使用

し、それ以外は、バンタイプの車両を使用すること。ただし、区指示書により指定された場合はそれに従うこと。

(エ) 遵守事項

路上の作業となるので、作業中、運転手は路上の安全管理誘導にあたること。

事故が生じたときは、速やかに委託者に連絡のうえ、事故により生じた一切の責任を受託者が負担すること。

アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

イ 回収物の指定一時保管場所への運搬

(ア) 回収物を各区土木センター（中央区は除く）一時保管場所に搬入

回収物の一時保管場所は、各区土木センターの指定した場所とする。ただし、中央区土木センターには、一時保管場所がないので南区土木センターの一時保管場所を使用する。

(イ) 堆積方法

保管場所の分別区分に従い堆積する。

指定の一時保管場所に散乱しない処置を行う。

大型の家具類等は、分解等を行い全長1 m以下にする。

(ウ) 遵守事項

土木センター構内での車両の速度は10 km/h以内とし、安全運転に期すこと。

車両を後退させる場合、誘導員をつけること。

(エ) 回収指示・報告書

区指示書に必要事項を記入のうえ、搬入した土木センター職員の印又はサインを受けること。

(2) 運搬業務（トラック）

回収業務で回収した不法投棄物等及び違法放置物件等または区土木センターが指示した物件を様式2-1又は様式2-2路上不法投棄物等処理施設運搬指示・報告書の指示により、各区一時保管場所から回収物の種類ごとに各処理施設に運搬する。

ア 回収物の運搬先

(ア) 各清掃事務所 様式2-1

- a 家電4品目（テレビ・冷蔵庫〈冷凍庫含む〉・洗濯機〈衣類乾燥機含む〉・エアコン）
- b タイヤ・バッテリー

(イ) 各清掃工場等 様式2-2

- c 家電4品目以外の家電製品
- d 家具類（タンス・ベッド・その他）
- e 可燃性のもの（紙類・布類・プラスチック類・木質類）
- f 不燃性のもの（金属類・せともの・ガラス類・コンクリート・その他）

イ 遵守事項

トラックを使用して、各清掃事務所構内及び各清掃工場等構内での車両の速度は10km/h以内とし、安全運転に期すこと。

車両を後退させる場合、誘導員をつけ各構内職員の指示に従うこと。

ウ 処理施設運搬報告書

様式2-1又は様式2-2路上不法投棄物等処理施設運搬指示・報告書に必要事項を記入のうえ、各清掃事務所に搬入したときは、清掃事務所の職員の印又はサインを受けること。また、清掃工場等に搬入したときは、清掃工場等発行の「清算書兼領収書」を報告書に貼り付けること

5 各業務の年間予定回数

使用車両	バン	トラック
回収業務	5回	190回
運搬業務		140回

6 回収・運搬業務従事者

(1) トラック使用時 3人以上

運転手兼誘導員 1人（誘導員は路上作業中の安全確保）

作業員兼誘導員 1人（誘導員は使用車両の後退誘導）

作業員 1人以上配置

(2) バンタイプ車両使用時 2人以上

運転手兼誘導員 1人（誘導員は路上作業中の安全確保）

作業員兼誘導員 1人（誘導員は使用車両の後退誘導）

作業員 必要に応じて配置

7 必要機材

(1) トラック 2 t トラック以上

(2) バンタイプ車両（1500ccクラス）

(3) 車両停止表示器等安全対策備品

(4) ブルーシート等

(5) ロープ

8 貸与物品

(1) ごみ受入指示書（札幌市環境局発行のもの） 1部

処理施設運搬時、処理施設受付に提示する。

(2) 車両表示ステッカー（マグネットステッカー） 6枚

車両の前後左右に貼付、札幌市委託業者であることを表示する。

(3) 腕章 5枚

運転手並びに作業員全員が着用する。

9 各区土木センター（指定一時保管場所 概略図別添 ※中央区除く）

区	所 在	電 話	F A X
中央	中央区北 12 条西 23 丁目 2 番 5 号	614-5800	614-5843
北	北区太平 12 条 2 丁目 1 番 7 号	771-4211	772-3138
東	東区北 33 条東 18 丁目 1 番 6 号	781-3521	784-6418
白石	白石区本通 14 丁目南 5 番 32 号	864-8125	864-4530
厚別	厚別区厚別町下野幌 45 番地 39	897-3800	897-3856
豊平	豊平区西岡 3 条 1 丁目 8 番 20 号	851-1681	854-4217
清田	清田区平岡 2 条 4 丁目 1 番 40 号	888-2800	884-6474
南	南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号	581-3811	582-2916
西	西区西野 290 番地 10	667-3201	667-3238
手稲	手稲区曙 5 条 5 丁目 2 番 1 号	681-4011	681-4937

10 処理施設一覧

清掃事務所等	所 在	電 話
中央	南区南 30 条西 8 丁目 7 番 1 号	581-1153
北	北区屯田町 990 番地 3	772-5353
東	東区丘珠町 873 番地 1	781-6653
白石	白石区東米里 2170 番地	876-1753
豊平・南	南区真駒内 602 番地	583-8613
西	西区発寒 15 条 14 丁目 2 番 1 号	664-0053
篠路破碎工場	北区篠路町福移 153 番地	791-2516
白石清掃工場	白石区東米里 2170 番地	876-1710
駒岡清掃工場 駒岡破碎工場	南区真駒内 602 番地	582-9733
発寒清掃工場 発寒破碎工場	西区発寒 15 条 14 丁目	667-5311
山口処理場	手稲区手稲山口 364 番地	681-3337

1 1 業務フロー

別紙 1

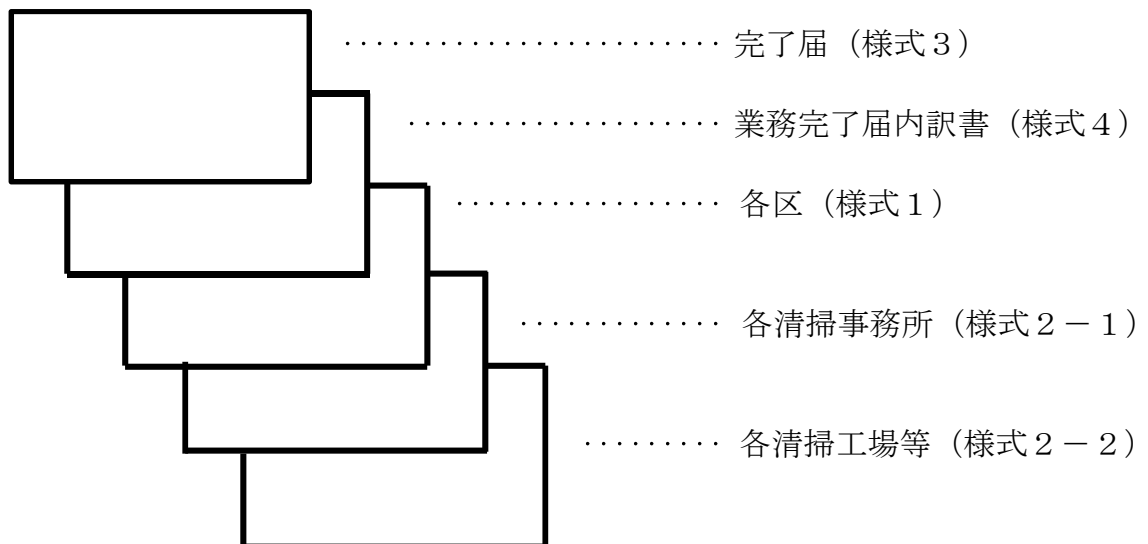
1 2 業務報告書等

- (1) 路上不法投棄物等回収指示・報告書…………… 様式 1
- (2) 路上不法投棄物等処理施設運搬指示・報告書（清掃事務所へ搬送）…………… 様式 2 - 1
- (3) 路上不法投棄物等処理施設運搬指示・報告書（清掃工場等へ搬送）…………… 様式 2 - 2
- (4) 完了届…………… 様式 3
- (5) 業務完了届内訳書…………… 様式 4

1 3 完了届等の提出

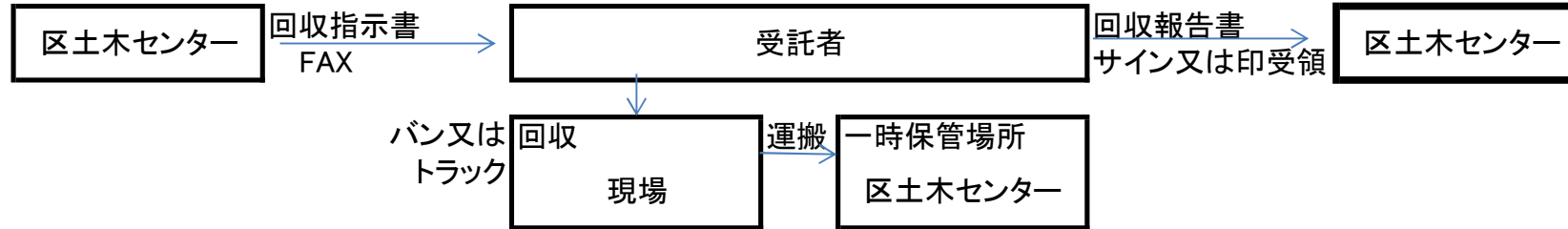
業務の履行があったときは、翌月 5 日までに下記のとおり必要な書類を道路管理課に提出すること。

なお、当該提出期限日が閉庁日にあたる場合は、その直後の開庁日までに提出し、3 月に業務を履行した場合は 31 日までに提出すること。



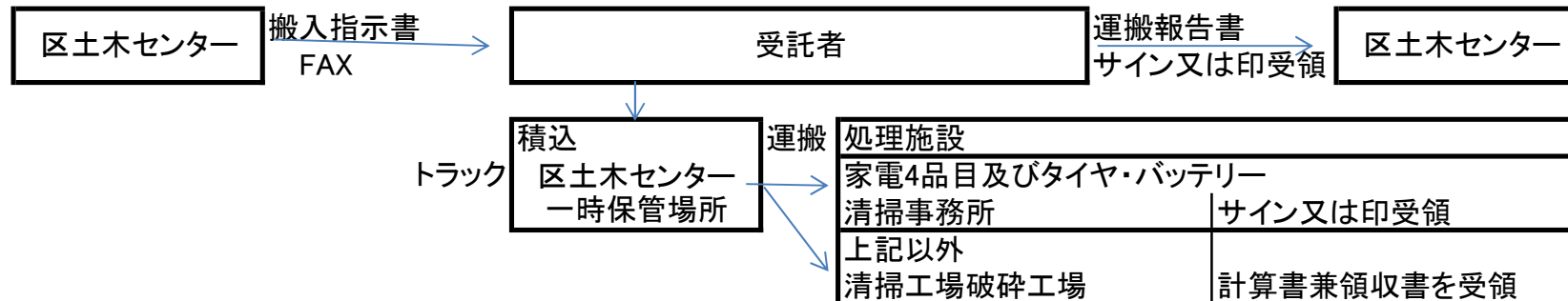
路上不法投棄物等回収運搬業務フロー図

1 不法投棄物等回収フロー図



回収した不法投棄物等の一時保管は、指示書発行区とする。
ただし、中央区には一時保管場所がないため、南区の保管場所を使用する。

2 不法投棄物等処理施設運搬フロー図



各土木センター（一時保管場所）

中央区土木センター

所在 中央区北 12 条西 23 丁目 2-5

電話 614-5800 FAX 614-5843

※ 一時保管場所 無

北区土木センター

所在 北区太平 12 条 2 丁目 1-7

電話 771-4211 FAX 772-3138



東区土木センター

所在 東区北 33 条東 18 丁目 1-6

電話 781-3521 FAX 784-6418



白石区土木センター

所在 白石区本通 14 丁目南 5-32

電話 864-8125 FAX 864-4530



厚別区土木センター

所在 厚別区厚別町下野幌 45-39

電話 897-3800 FAX 897-3856



豊平区土木センター

所在 豊平区西岡 3 条 1 丁目 8-20

電話 851-1681 FAX 854-4217



清田区土木センター

所在 清田区平岡 2 条 4 丁目 1-40

電話 888-2800 FAX 884-6474



南区土木センター

所在 南区南 31 条西 8 丁目 2-5

電話 581-3811 FAX 582-2916



西区土木センター

所在 西区西野 290-10

電話 667-3201 FAX 667-3238



手稲区土木センター

所在 手稲区曙5条5丁目2-1

電話 681-4011 FAX 681-4937

